

1. 法改正等を踏まえた今後の対応

① 不公正取引への対応

- 相場操縦等の不公正取引への対応については、貴協会において、自主規制規則を定めるとともに、スタディグループを開催し、株取引における「監視の着眼点」等を参考として、暗号資産取引における不公正取引防止に向けた体制整備に向けた検討を進めていると承知。
- 暗号資産には株取引と取引形態が異なる点も多いこともあり、会員も実効的な取引審査体制を構築するのに苦慮していると承知。貴協会においては、各会員の知見を集め、「排除すべき不公正取引の具体的な類型」と「不公正取引の抽出基準」を整備するなど、会員の取引審査体制の底上げにご協力いただきたい。

② 証券自己資本規制比率への対応

- 暗号資産デリバティブ取引については、暗号資産取引の多く（8割程度）を証拠金取引が占めていることから、今般、金商法を改正し、FX業者同様、第1種金商業者として登録制を導入したところ。
- そのため、暗号資産デリバティブ業者は、第1種金商業者として登録後、自己資本規制比率が適用されることとなる。
- 現状において十分な自己資本規制比率を確保できていない暗号資産デリバティブ業者においては、必要な資本を確保する方策についても検討していただきたい。

③ その他協会としての課題

【参考価格の算出・公表】

- 暗号資産の価格形成メカニズムは必ずしも明らかとなっておらず、利用者が妥当でない価格で暗号資産の取引を行うおそれがあると、研究会の報告書にて指摘されているところ。
- そのため、業界全体として取引価格の透明性を確保するため、今般の改正において、利用者が取引を行う際に参照できる価格（いわゆる

ベンチマーク) を算出・公表するよう求めているところ。

- 現在、貴協会において、会員とも連携の上、参考価格の算出と公表方法について、検討していると承知しており、引き続き、その実現に向けてご協力いただきたい。
- このほか、貴協会においては、取引状況の月次調査、取扱暗号資産の情報、会員HPにおける事業報告書掲載など利用者への情報開示に関する取組みを行っていること承知しているが、今後、新規会員も速やかに対応できるよう指導いただくとともに、利用者のためにも更なる情報開示に取り組んでいただきたい。

【無登録業者対応】

- 無登録営業への対応については、貴協会から、無登録業者について逐次、情報提供いただくなど、これまで、会員、協会、当局の3者間で緊密に連携し対応してきたところ。
- こうした中、改正法においては、新たにいわゆる暗号資産カスタディ業務が資金決済法に、暗号資産デリバティブ業が金商法に追加されたことから、これらの無登録営業についても新たに情報収集いただくとともに、連携し対応させていただきたい。

【協会の体制強化について】

- これまで述べた改正法対応について、貴協会においては、自主規制規則の見直しのほか、必要な人員・費用等についても検討いただき、法施行後、速やかに自主規制機能を発揮できるよう、十分に事前準備を行っていただきたい。

2. ブロックチェーン等を含む金融イノベーション

【分散型金融システムのガバナンスに係るフォーラムの開催】

- 金融庁では、ブロックチェーン技術に基づく分散型金融システムについて、各国の金融当局や技術者、研究者等の幅広いステークホルダーが参画する「国際共同研究」プロジェクトを推進し、国際的な議論

をリードしてきた。

- 本年6月に日本が議長国を務めたG20では、こうした分散型金融システムについて、金融当局だけでなく、大学関係者や技術開発者等の幅広いステークホルダーとの対話を通じた新たなガバナンスシステムを構築することの重要性について合意が得られた。
- こうした国際的な合意も踏まえ、来年の3月9日と10日の2日間、マルチステークホルダーが参加して、ブロックチェーン技術に基づく分散型金融システムの課題や今後の活用可能性等について国際的な議論を行うための「Blockchain Global Governance Conference」(BG2C)を東京において開催する。
- 本会合の開催にあたっては、貴協会とも連携して参りたいと考えているところ、よろしくお願い申し上げます。

3. 各会員の課題

【新規登録業者対応について】

- 前回の意見交換会以降、新たにみなし登録業者1社を仮想通貨交換業者として登録した。
- 貴協会においては、金融庁への登録申請前に2種会員としての申込を受けるとともに、当該会員に対し登録に向けた態勢整備等につき、引き続き指導をお願いしたい。

(以 上)